

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則<br/>平成12年12月1日規則第128号</p> <p>附 則（平成19年5月31日規則第68号）<br/>改正</p> <p>平成23年12月2日規則第73号<br/>平成24年11月21日規則第86号<br/><u>平成28年11月30日規則第84号</u></p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成19年6月11日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所（改正後の規則別表第11備考第1項に規定する新設の事業所以外の工場又は事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。次項において同じ。）に直接排出される水その他の液体（以下「排水」という。）に関する川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第45条第1項に規定する規制基準（附則別表備考第1項において「規制基準」という。）については、この規則の施行の日から<u>平成33年</u>12月10日までの間は、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3 附則別表の中欄に掲げる業種（下水道業を除く。）に属する既設の事業所から排出される水その他の液体（公共用水域に直接排出されるものを除く。）の処理施設については、当該処理施設に水その他の液体を排出する既設の事業所の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> | <p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則<br/>平成12年12月1日規則第128号</p> <p>附 則（平成19年5月31日規則第68号）<br/>改正</p> <p>平成23年12月2日規則第73号<br/>平成24年11月21日規則第86号</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成19年6月11日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所（改正後の規則別表第11備考第1項に規定する新設の事業所以外の工場又は事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。次項において同じ。）に直接排出される水その他の液体（以下「排水」という。）に関する川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第45条第1項に規定する規制基準（附則別表備考第1項において「規制基準」という。）については、この規則の施行の日から<u>平成28年</u>12月10日までの間は、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3 附則別表の中欄に掲げる業種（下水道業を除く。）に属する既設の事業所から排出される水その他の液体（公共用水域に直接排出されるものを除く。）の処理施設については、当該処理施設に水その他の液体を排出する既設の事業所の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> |

| 改正後       |  |                          | 改正前       |  |                          |
|-----------|--|--------------------------|-----------|--|--------------------------|
| 排水指定物質の種類 | 業種   | 許容限度                     | 排水指定物質の種類 | 業種   | 許容限度                     |
| 亜鉛及びその化合物 | 金属鋳業   | 1 リットルにつき亜鉛<br>として3ミリグラム | 亜鉛及びその化合物 | 金属鋳業   | 1 リットルにつき亜鉛<br>として3ミリグラム |
|           | 電気めっき業   |                          |           | 電気めっき業   |                          |
|           | 下水道業（金属鋳業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において同じ。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。） |                          |           | 下水道業（金属鋳業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において同じ。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。） |                          |

備考

1 この表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合には、当該既設の事業所に係る排水に含まれる亜鉛及びその化合物に係る規制基準については、同表の右欄に掲げる許容限度を適用する。

2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

(1)  $C_i$ とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値(単位 1リットルにつきミリグラム)

(2)  $Q_i$ とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の通常量(単位 1日につき立方メートル)

(3)  $Q$ とは、当該下水道に係る排水の通常量(単位 1日につき

備考

1 この表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合には、当該既設の事業所に係る排水に含まれる亜鉛及びその化合物に係る規制基準については、同表の右欄に掲げる許容限度を適用する。

2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

(1)  $C_i$ とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値(単位 1リットルにつきミリグラム)

(2)  $Q_i$ とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の通常量(単位 1日につき立方メートル)

(3)  $Q$ とは、当該下水道に係る排水の通常量(単位 1日につき

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 立方メートル)<br>3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第32号に定めるところによるものとする。 | 立方メートル)<br>3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第32号に定めるところによるものとする。 |

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則<br/>平成12年12月1日規則第128号<br/>附 則（平成26年11月28日規則第84号）</p> <p style="text-align: center;"><u>改正</u><br/><u>平成28年11月30日規則第84号</u></p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水の規制基準は、この規則の施行の日から平成29年11月30日（金属鉱業に属する事業所にあつては、<u>平成31年</u>11月30日）までの間は、同表の右欄に掲げる基準とする。</p> <p>3 前項の規定の適用を受ける事業所に係る污水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種に属するものとみなす。</p> <p>4 この規則の施行の際現に設置されている事業所（設置の工事がされているものを含む。）に係るカドミウム及びその化合物に関する排水の規制基準は、この規則の施行の日から平成27年5月31日（この規則の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設（設置の工事がされているものを含む。）を設置する特定事業場（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項に規定する特定事業場をいう。）にあつては、平成27年11月30日）までの間は、改正後の規則別表第11の規定及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> | <p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則<br/>平成12年12月1日規則第128号<br/>附 則（平成26年11月28日規則第84号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水の規制基準は、この規則の施行の日から平成29年11月30日（金属鉱業<u>及び溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）</u>）に属する事業所にあつては、<u>平成28年</u>11月30日）までの間は、同表の右欄に掲げる基準とする。</p> <p>3 前項の規定の適用を受ける事業所に係る污水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種に属するものとみなす。</p> <p>4 この規則の施行の際現に設置されている事業所（設置の工事がされているものを含む。）に係るカドミウム及びその化合物に関する排水の規制基準は、この規則の施行の日から平成27年5月31日（この規則の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設（設置の工事がされているものを含む。）を設置する特定事業場（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項に規定する特定事業場をいう。）にあつては、平成27年11月30日）までの間は、改正後の規則別表第11の規定及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> |

| 改正後   |                            |                            | 改正前   |                            |                            |
|---|----------------------------|----------------------------|---|----------------------------|----------------------------|
| 排水指定物質の種類   | 業種                         | 許容限度                       | 排水指定物質の種類   | 業種                         | 許容限度                       |
| カドミウム及びその化合物  | 金属鉱業                       | 1 リットルにつきカドミウムとして0.08ミリグラム | カドミウム及びその化合物  | 金属鉱業                       | 1 リットルにつきカドミウムとして0.08ミリグラム |
|   | 非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。） | 1 リットルにつきカドミウムとして0.09ミリグラム |   | 非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。） | 1 リットルにつきカドミウムとして0.09ミリグラム |
|   | 非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。） |                            |   | 非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。） |                            |
|   | 溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）   | 1 リットルにつきカドミウムとして0.1ミリグラム  |   | 溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）   | 1 リットルにつきカドミウムとして0.1ミリグラム  |
| 備考 1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所が同時に他の業種に属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。 |                            |                            | 備考 1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所が同時に他の業種に属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。 |                            |                            |
| 備考 2 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第1号に定めるところによるものとする。   |                            |                            | 備考 2 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第1号に定めるところによるものとする。   |                            |                            |